

第 2 回配付資料（一部修正）

今後の検討の進め方について

今後の検討の進め方について

地方財務会計制度を構成する個別の制度ごとに、それぞれ制度の目的に着目した見直しの視点・方向性と、それを実現するための見直しの手法を相関させて、具体的見直し案を検討してみてもどうか。

地方財務会計制度の目的

→資料4・資料5参照

見直しの手法

○地方財務会計制度の規律性の見直しに伴う安全性水準・適正性を担保するための措置

→資料3 1頁参照

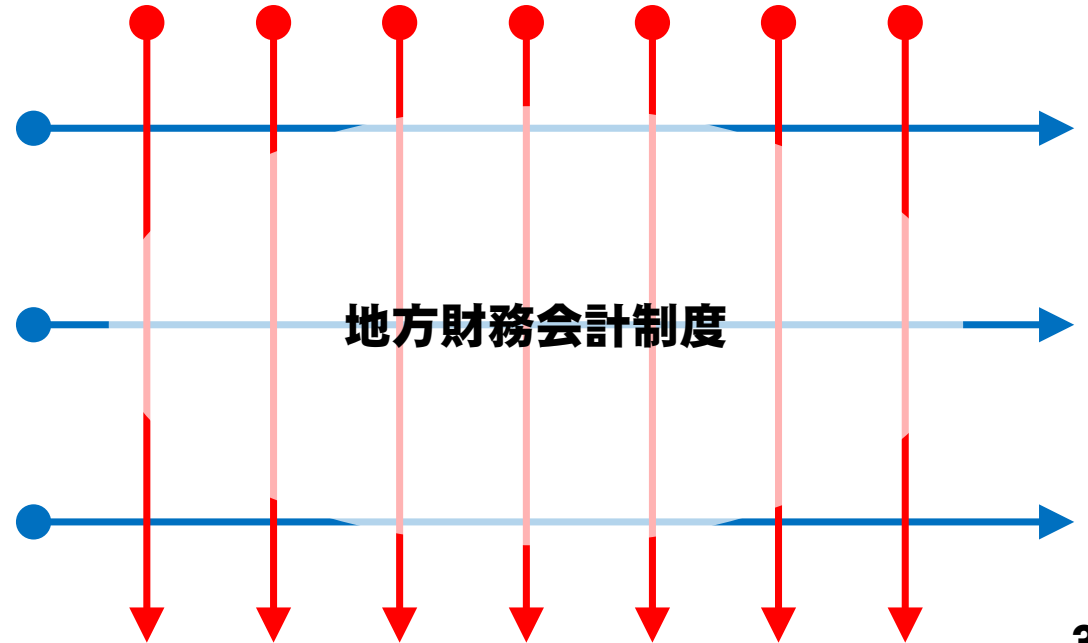
○規律密度の緩和

→資料3 6頁参照

○プラットフォームの創設

→資料3 7頁参照

- ① 国・他の地方公共団体との連動の必要性
- ② 他の地方公共団体との比較可能性の確保の必要性
- ③ 内部手続の適正性の確保の必要性
- ④ 他の経済主体との関わりについての規範化の必要性
- ⑤ 議会による長の財務行為の監視機能の確保の必要性
- ⑥ 住民による長の財務行為の監視機能の確保の必要性
- ⑦ 住民の権利・義務の確保等の必要性

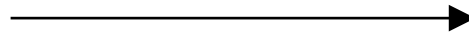


地方財務会計制度の見直しの手法について

見直しの手法① ～ 地方財務会計制度の規律性に見直しに伴う安全性水準・適正性を担保するための措置

【現状】

リスク回避・最小化が原則



事務処理の効率性 **低**
事務処理のコスト **高**
住民の利便性・役務提供の質 **低**

安全性水準の検証

※現行の公金保管の水準「最も確実かつ有利な方法」（地方自治法 § 235-4）

- 水準のレベル
- 水準の決定主体、方法等

安全性水準・適正性を担保するための補完・代替措置の検討

- リスク負担・マネジメントの主体・方法
- アウトソーシング・プラットフォーム化の場合のリスク負担・マネジメント主体・方法

【見直し後】

制度保障等による適切なリスクマネジメント



事務処理の効率性 **高**
事務処理のコスト **低**
住民の利便性・役務提供の質 **高**

(参考) 安全性水準・適正性を担保するための措置①

例① 指定金融機関制度

地方公共団体

- ・「最も確実かつ有利な方法により公金を保管しなければならない」(地方自治法 § 235-4)
- ・「法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか公金の徴収等は私人に取り扱わせてはならない」(地方自治法 § 243)

← ● 議会の議決を経た上で指定 (地方自治法 § 235①、地方自治法施行令 § 168①)

← ● 担保提供義務等 (地方自治法施行令 § 168-2)

← ● 会計管理者検査・監査委員監査 (地方自治法施行令 § 168-4)

← ● 指定契約 ※私法上の契約

← ● 銀行法等の金融業規制、会社法等の法人規制に関する法令

← ● 全銀ネット・コルレス契約等の業界慣行等

地方自治法等による指定
金融機関としての規範

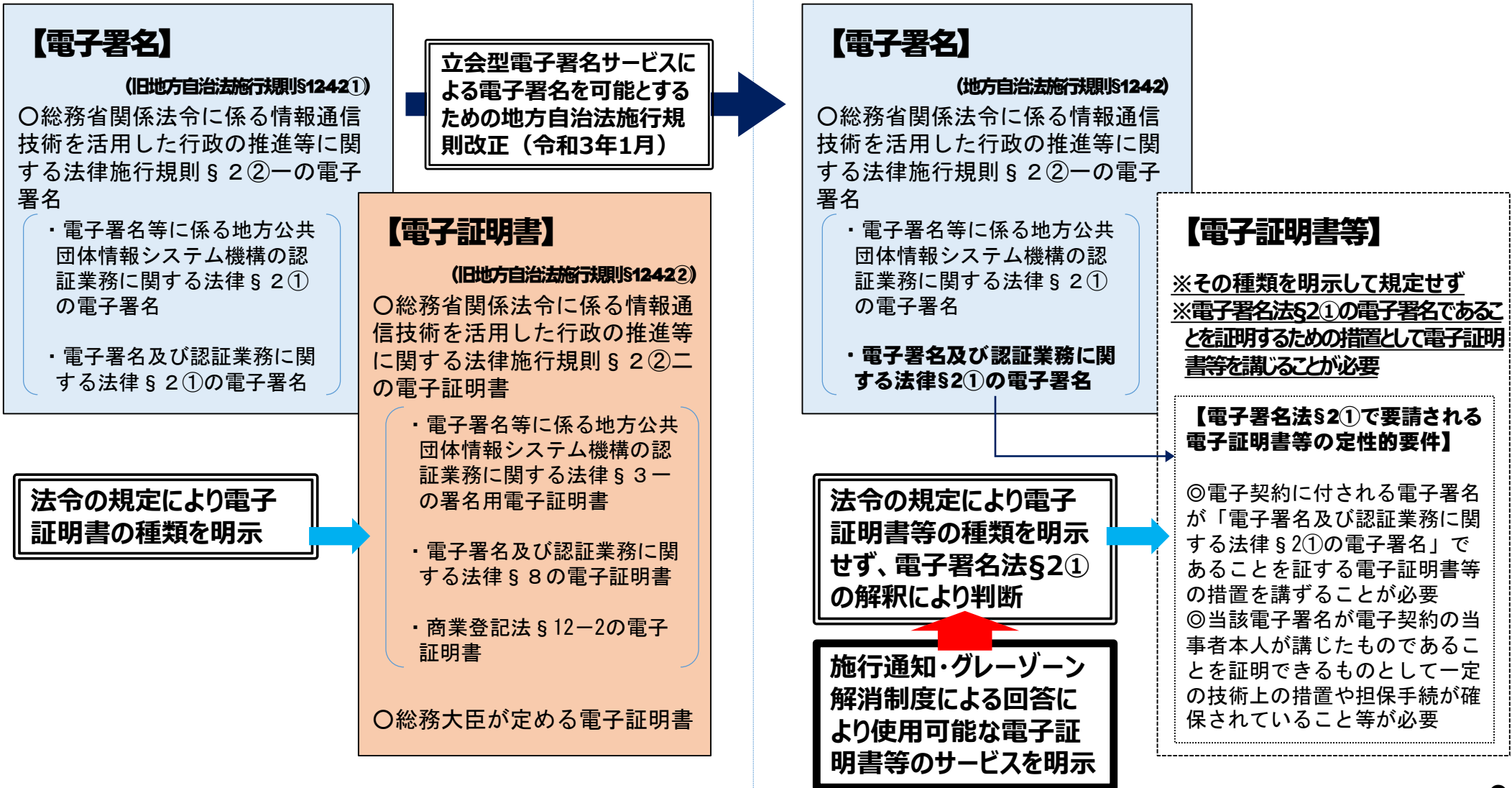
一般の金融機関としての
規範・慣行等

指定金融機関

- ・「金融機関を指定して公金の収納又は支払の事務を取り扱わせる」(地方自治法 § 235①②)

(参考) 安全性水準・適正性を担保するための措置②

例② 電子契約における電子証明書等



(参考) 安全性水準・適正性を担保するための措置③

例③ 企業会計基準

会社法 § 431

「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 § 1②

「企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする」

企業会計審議会（金融庁）

企業会計基準

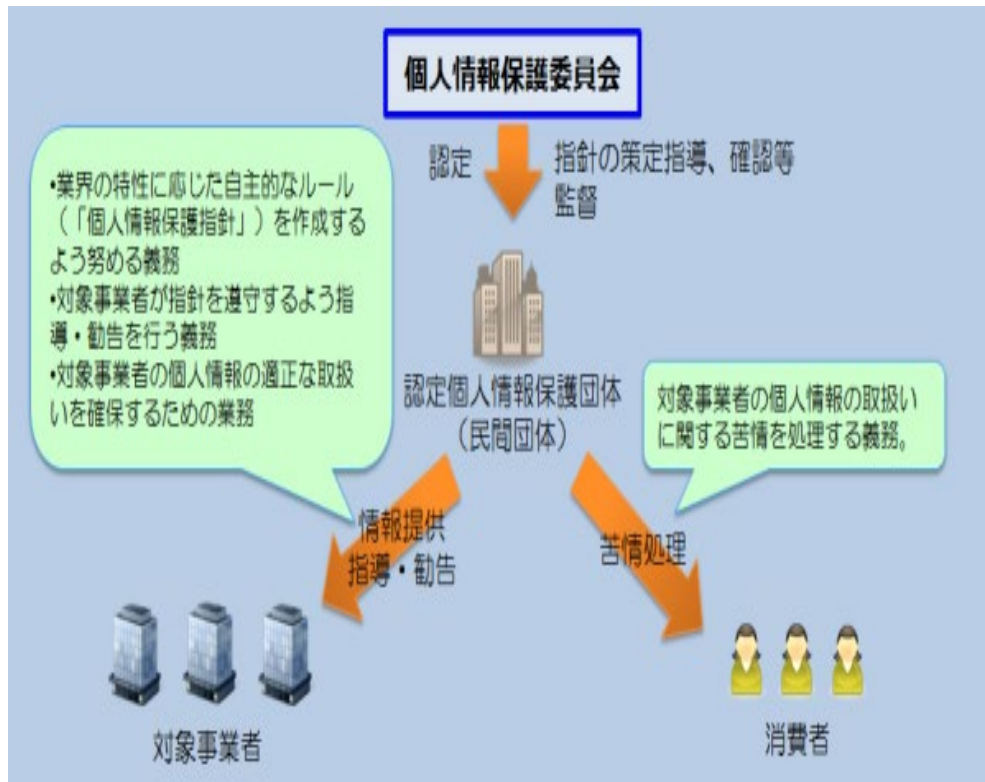
**企業会計基準委員会
（公益財団法人財務会計基準機構）**

国際会計基準審議会

(参考) 安全性水準・適正性を担保するための措置④

例④ 認定個人情報保護団体

- 業界・事業分野ごとの民間による個人情報の保護の推進を図るために、自主的な取組を行うことを目的として、個人情報保護委員会の認定を受けた法人等
- 認定個人情報保護団体は、個人情報取扱事業者等の個人情報等の取扱いに関する苦情の処理等を行うほか、業界の特性に応じた自主的なルールである「個人情報保護指針」を作成し、その個人情報保護指針に基づいて対象事業者を指導。



(資料出所：個人情報保護委員会HP)

◇個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

(認定)

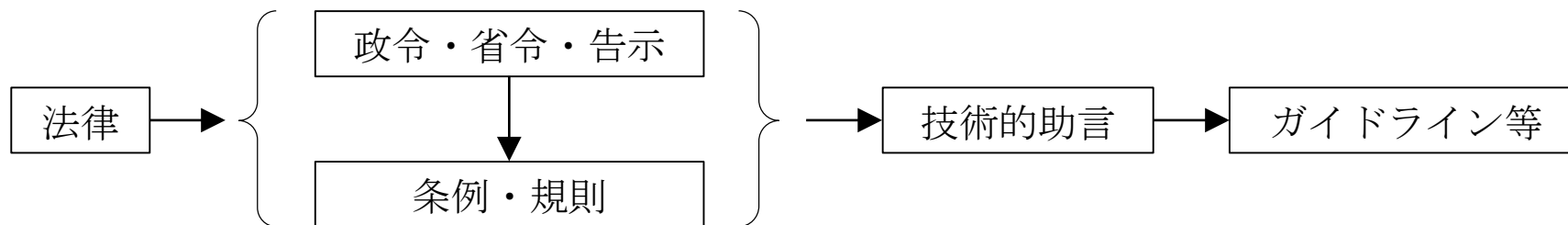
- 第四十七条 個人情報取扱事業者等の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として次掲げる業務を行うとする法人（法人でない団体が代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。
- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第五十二条の規定による苦情の処理
 - 二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
 - 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務
- 2・3 略

(個人情報保護指針)

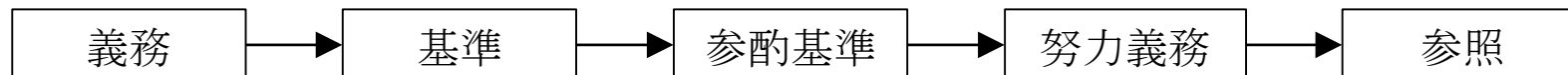
- 第五十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に合った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。
- 2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。
 - 4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

見直しの手法② ～ 規律密度の緩和

<規律の根拠の緩和>



<規律の規範性の緩和>

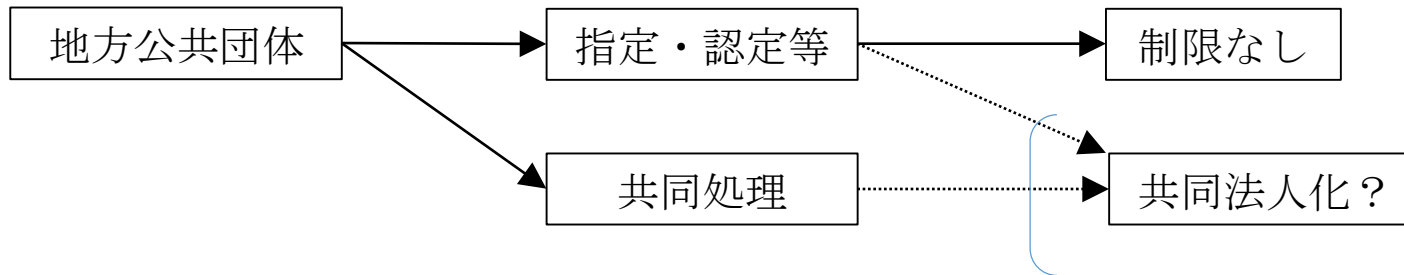


<検討の視点>

- ・ 規律の作成主体・意思形成過程をどうするか。
- ・ 地方財務会計制度によるリスクマネジメントの在り方に基づくことが必要。
- ・ 民主的統制と法律による行政の原理を踏まえることが必要。

見直しの手法③ ～ プラットフォームの創出

<財務行為の実施主体の在り方>

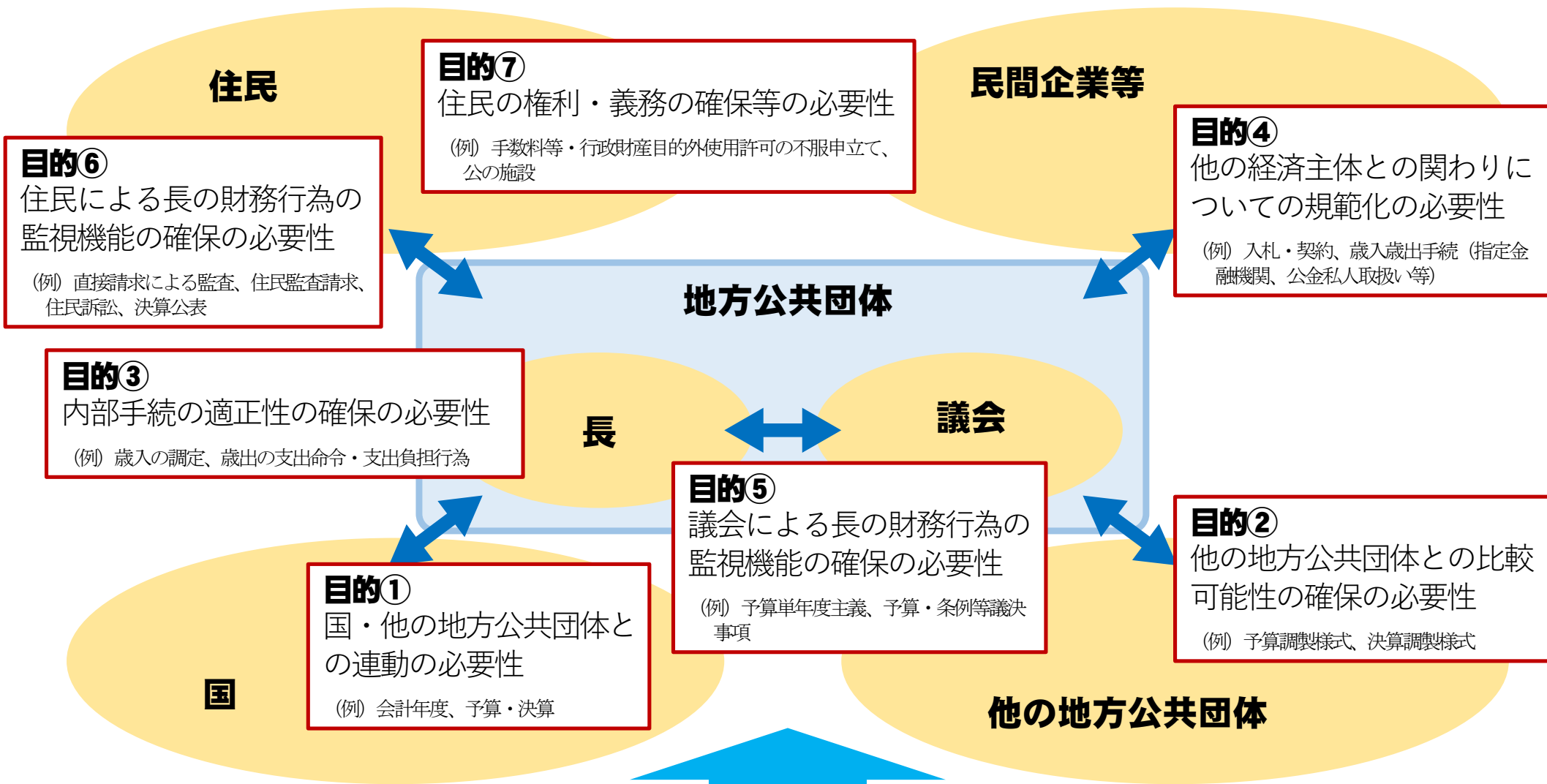


<検討の視点>

- ・ 指定・認定等の判断主体を国とするか、当該地方公共団体とするか。
- ・ 実施主体の見極めに当たっては、現在・今後の決済サービス等の民間サービスの実態・動向や法令等による統制の状況を十分に踏まえることが必要。
- ・ 地方財務会計制度によるリスクマネジメントの在り方に基づくことが必要。

地方財務会計制度の目的と見直しの視点・方向性について (未定稿)

地方財務会計制度の目的



住民への説明責任を果たす観点から、住民による民主的統制の下、長の財務行為の公正性・公平性・中立性を確保

目的①

国・他の地方公共団体との連動の必要性

(例) 会計年度、予算・決算

見直しに当たっての主な論点・要請

- 地方公共団体の独自性・裁量を拡大すべきではないか。

<過去の改正例>

- ・ 普通財産である土地の信託の可能化(S61法改正)
- ・ 行政財産である庁舎等の貸付けの可能化(H18法改正)

見直しの視点 (イメージ)

- 国と地方公共団体において共通化した財務行為による行政の効率化の必要性の検証
- 我が国の社会経済活動全般との関係の調整

見直しの方向性 (イメージ)

- 国の財務会計制度との調整を含め、国民的な議論を求め、国民的なコンセンサスが得られる範囲において見直しの対象とするか。

目的②

他の地方公共団体との比較可能性の確保の必要性

(例) 予算調製様式・決算調製様式

見直しに当たっての主な論点・要請

- 地方公共団体の財務会計に関する説明責任を強化すべきではないか。

<過去の要望例>

- ・ 歳出予算の節の区分を任意に設定できるようにすること(H29分権提案⇒対応せず)

見直しの視点 (イメージ)

- 地方公共団体間の比較による説明責任の向上の必要性の検証
- デジタル化の進捗を踏まえたICTの活用による比較可能性の向上の可能性の検証

見直しの方向性 (イメージ)

- 地方公共団体の説明責任の向上等の立法事実があれば、見直しの対象とするか。
- ICTの活用を前提として、地方公共団体の説明責任を向上させるかたちで、見直しの対象とするか。

目的③

内部手続の適正性の確保の必要性

(例) 歳入の調定、歳出の支出命令・支出負担行為

見直しに当たっての主な論点・要請

- 地方公共団体の財務会計制度の実務を簡素化・効率化すべきではないか。

<過去の改正例>

- ・ 支出命令の方法を明文化(H16法改正)
- ・ 条例で定める契約を長期継続契約の対象として追加(H16法改正)
- ・ 内部統制方針の策定(H29法改正)

見直しの視点 (イメージ)

- 効率性を重視することによる適正性水準の低下の妥当性の検証、又は適正性水準を確保しながら他の代替措置等があるか等について検証

見直しの方向性 (イメージ)

- 適正性水準の低下又は代替措置の妥当性が見出せる範囲において見直しの対象とするか。

目的④

他の経済主体との関わりについての規範化の必要性

(例) 入札・契約、歳入歳出手続（指定金融機関、公金私人取扱いを含む）

見直しに当たっての主な論点・要請

- 地方公共団体ごとの事務処理の取扱いの差異による企業側のコストを低減すべきではないか。
- 地方公共団体の独自性・裁量を拡大すべきではないか。

<過去の改正例>

- ・ クレジットカード納付のための制度創設(H18法改正) ⇒ 電子マネー等納付のための制度創設(R3法改正)
- ・ 私人委託が可能な歳入の拡充(H15,H16,H23,H29,H30令改正)
- ・ 契約書を電磁的記録により作成する場合の措置を規定(H14法改正) ⇒ 電子契約におけるLGPKIの職責証明書の利用を可能化(R2則改正) ⇒ 電子契約における電子証明書等の種類の制限廃止(R2則改正)

見直しの視点（イメージ）

- 社会経済活動全体の効率性の確保の観点から、国による準則の範囲を拡大することの妥当性の検証
- 地方自治の本旨を重視することによる社会経済活動全体のコスト増の妥当性の検証

見直しの方向性（イメージ）

- 社会経済活動全体の効率性と地方自治の本旨の調和点が見出せる範囲において見直しの対象とするか。

目的⑤

議会による長の財務行為の監視機能の確保の必要性

(例) 予算単年度主義、予算・条例等議決事項

見直しに当たっての主な論点・要請

- 長の財務行為の適正性を図る観点から、議会による監視機能を強化すべきではないか。
- 長の財務行為の効率性を図る観点から、議会による監視機能を簡素化すべきではないか。

<過去の改正例>

- ・ 決算不認定の場合に長が講じた措置の議会への報告の制度化(H29法改正)

見直しの視点 (イメージ)

- 長の財務行為の適正性を図る観点から、議会の権限を相対的に強化することの妥当性について検証
- 長の財務行為の効率性を図る観点から、長の権限を相対的に強化することの妥当性について検証

見直しの方向性 (イメージ)

- 長と議会の基本的な関係において許容される範囲において見直しの対象とするか。

目的⑥

住民による長の財務行為の監視機能の確保の必要性

(例) 直接請求による監査、住民監査請求、住民訴訟、決算公表

見直しに当たっての主な論点・要請

- 長の財務行為の適正性を図る観点から、住民による監視機能を強化すべきではないか。
- 長の財務行為の効率性を図る観点から、住民による監視機能を簡素化すべきではないか。

<過去の改正例>

- ・ 外部監査契約の制度化(H9法改正)
- ・ 監査基準の創設(H29法改正)
- ・ 内部統制方針・内部統制評価の報告書の公表(H29改正)

見直しの視点 (イメージ)

- 長の財務行為の適正性を図る観点から、監査委員・議会等の内部牽制や国の関与・立法措置等によることとすべきではない監視機能の強化の妥当性について検証
- 長の財務行為の効率性を図る観点から、住民の権利利益を制限することの妥当性について検証

見直しの方向性 (イメージ)

- 地方公共団体の効率性の確保と議会等による内部牽制機能、住民の権利利益の保護との関係性において許容される範囲において見直しの対象とするか。

目的⑦

住民の権利・義務の確保等の必要性

(例) 手数料等・行政財産目的外使用許可の不服申立て、公の施設

見直しに当たっての主な論点・要請

- 長の財務行為の効率性を図る観点から、住民の権利確保に関する手続について簡素化すべきではないか。

<過去の改正例>

- ・ 指定管理者制度の創設(H15法改正)

見直しの視点 (イメージ)

- 社会経済活動一般の動向や国民的価値観との調整

見直しの方向性 (イメージ)

- 住民の権利保護水準の低下、その代替措置又は類似の民間サービスの水準との均衡の妥当性が見出せる範囲において見直しの対象とするか。

地方財務会計制度の目的と見直しの視点・方向性について 【条文ベース】（未定稿）

地方財務会計制度の目的と見直しの視点・方向性について【条文ベース】①

【制度の目的】

- ① 国・他の地方公共団体との連動の必要性
- ② 他の地方公共団体との比較可能性の確保の必要性
- ③ 内部手続の適正性の確保の必要性
- ④ 他の経済主体との関わりについての規範化の必要性
- ⑤ 議会による長の財務行為の監視機能の確保の必要性
- ⑥ 住民による長の財務行為の監視機能の確保の必要性
- ⑦ 住民の権利・義務の確保等の必要性

地方自治法		地方自治法施行令		目的								
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
第9章 財務												
第1節 会計年度及び会計の区分												
第208条	会計年度及びその独立の原則	第142条	歳入の会計年度所属区分	○	○	○		○				
		第143条	歳出の会計年度所属区分									
第209条	会計の区分			○	○	○		○				
第2節 予算												
第210条	総計予算主義の原則			○	○	○		○				
第211条	予算の調製及び議決	第144条	予算に関する説明書	○	○	○		○				
		第147条	歳入歳出予算の款項の区分及び予算の調製の様式									
第212条	継続費	第145条	継続費	○		○		○				
第213条	繰越明許費	第146条	繰越明許費	○		○		○				
第214条	債務負担行為			○		○		○				
第215条	予算の内容			○	○	○		○				
第216条	歳入歳出予算の区分	第147条	歳入歳出予算の款項の区分及び予算の調製の様式	○	○	○		○				
第217条	予備費			○		○		○				
第218条	補正予算、暫定予算等	第148条	会計年度経過後の予算の補正の禁止	○	○	○		○				
		第149条	弾力条項の適用できない経費									
第219条	予算の送付、報告及び公表	第151条	予算が成立したとき等の通知							○	○	
第220条	予算の執行及び事故繰越し	第150条	予算の執行及び事故繰越し	○		○		○				
第221条	予算の執行に関する長の調査権等	第152条	普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲			○	○					
第222条	予算を伴う条例、規則等についての制限					○		○				
第3節 収入												
第223条	地方税			○								○
第224条	分担金	第153条	分担金を徴収することができない場合	○								○
第225条	使用料			○								○
第226条	旧償使用の使用料及び加入金			○								○
第227条	手数料			○								○
第228条	分担金等に関する規制及び罰則			○								○
第229条	分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て			○								○
第230条	地方債			○								○
第231条	歳入の収入の方法	第154条	歳入の調定及び納入の通知			○	○					
第231条の2	証紙による収入の方法等	第155条	口座振替の方法による歳入の納付			○	○					
		第156条	証券をもってする歳入の納付									
		第157条	取立て及び納付の委託									
		第157条の2	指定代理納付者による歳入の納付									
第231条の3	督促、滞納処分等					○	○					○
第4節 支出												
第232条	経費の支弁等			○		○						
第232条の2	寄付又は補助			○		○						
第232条の3	支出負担行為			○		○						
第232条の4	支出の方法	第160条の2	支出命令			○						
第232条の5		第161条	資金前渡					○	○			
		第162条	概算払									
		第163条	前金払									
		第164条	繰替払									
		第165条	隔地払									
		第165条の2	口座振替の方法による支出									

地方財務会計制度の目的と見直しの視点・方向性について【条文ベース】②

【制度の目的】

- ① 国・他の地方公共団体との連動の必要性
- ② 他の地方公共団体との比較可能性の確保の必要性
- ③ 内部手続の適正性の確保の必要性
- ④ 他の経済主体との関わりについての規範化の必要性
- ⑤ 議会による長の財務行為の監視機能の確保の必要性
- ⑥ 住民による長の財務行為の監視機能の確保の必要性
- ⑦ 住民の権利・義務の確保等の必要性

地方自治法	地方自治法施行令	目的						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
第232条の6 小切手の振出し及び公金振替書の交付	第165条の4 小切手の振出し及び公金振替書の交付 第165条の5 小切手の償還 第165条の6 支払を終わらない資金の歳入への組入れ又は納付			○	○			
第5節 決算								
第233条 決算	第166条 決算 第166条の2 翌年度歳入の繰上充用	○	○	○	○	○	○	○
第233条の2 歳計剰余金の処分		○	○					
第6節 契約								
第234条 契約の締結	第167条 指名競争入札 第167条の2 随意契約 第167条の3 せり売り 第167条の4 一般競争入札の参加者の資格 第167条の5 第167条の5の2 第167条の6 一般競争入札の公告 第167条の7 一般競争入札の入札保証金 第167条の8 一般競争入札の開札及び再度入札 第167条の9 一般競争入札のくじによる落札者の決定 第167条の10 一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者としてすることができる場合 第167条の10の2 第167条の11 指名競争入札の参加者の資格 第167条の12 指名競争入札の参加者の指名等 第167条の13 指名競争入札の入札保証金等 第167条の14 せり売りの手続	○		○	○			
第234条の2 契約の履行の確保	第167条の15 監督又は検査の方法 第167条の16 契約保証金			○	○			
第234条の3 長期継続契約	第167条の17 長期継続契約	○		○				
第7節 現金及び有価証券								
第235条 金融機関の指定	第168条 指定金融機関等 第168条の2 指定金融機関の責務 第168条の3 指定金融機関等における公金の取扱い 第168条の4 指定金融機関等の検査 第168条の5 指定金融機関等に対する現金の払込み	○		○	○	○		
第235条の2 現金出納の検査及び公金の収納等の監査		○		○		○		
第235条の3 一時借入金		○		○		○		
第235条の4 現金及び有価証券の保管	第168条の6 歳計現金の保管 第168条の7 歳入歳出外現金及び保管有価証券	○		○				
第235条の5 出納の閉鎖		○		○				
第8節 時効								
第236条 金銭債権の消滅時効		○		○	○			○
第9節 財産								
第237条 財産の管理及び処分		○		○	○	○		○
第1款 公有財産								
第238条 公有財産の範囲及び分類		○		○	○			
第238条の2 公有財産に関する長の総合調整権		○		○				
第238条の3 職員の行為の制限		○		○				

地方財務会計制度の目的と見直しの視点・方向性について【条文ベース】③

- 【制度の目的】
- ① 国・他の地方公共団体との連動の必要性
 - ② 他の地方公共団体との比較可能性の確保の必要性
 - ③ 内部手続の適正性の確保の必要性
 - ④ 他の経済主体との関わりについての規範化の必要性
 - ⑤ 議会による長の財務行為の監視機能の確保の必要性
 - ⑥ 住民による長の財務行為の監視機能の確保の必要性
 - ⑦ 住民の権利・義務の確保等の必要性

地方自治法	地方自治法施行令	目的						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
第238条の4 行政財産の管理及び処分	第169条 行政財産である土地を貸し付けることができる堅固な工作物 第169条の2 行政財産である土地を貸し付けることができる法人 第169条の3 行政財産である庁舎等を貸し付けることができる場合 第169条の4 行政財産である土地に地上権を設定することができる法人等 第169条の5 行政財産である土地に地役権を設定することができる法人等	○		○	○			○
第238条の5 普通財産の管理及び処分	第169条の6 普通財産の信託 第169条の7 売払代金等の納付 第169条の8 有価証券の出納	○		○	○			○
第238条の6 旧債による公有財産の使用		○		○	○	○		○
第238条の7 行政財産を使用する権利に関する処分についての不服申立て		○		○	○	○		○
第2款 物品								
第239条 物品	第170条 物品の範囲から除かれる動産 第170条の2 関係職員の譲受けを制限しない物品 第170条の3 物品の出納 第170条の4 物品の売払い 第170条の5 占有動産	○		○	○			○
第3款 債権								
第240条 債権	第171条 督促 第171条の2 強制執行等 第171条の3 履行期限の繰上げ 第171条の4 債権の申出等 第171条の5 徴収停止 第171条の6 履行延期の特約等 第171条の7 免除	○		○	○			○
第4款 基金								
第241条 基金		○		○	○			○
第10節 住民による監査請求及び訴訟								
第242条 住民監査請求	第172条 住民による監査請求	○		○				○
第242条の2 住民訴訟		○		○				○
第242条の3 訴訟の提起		○		○				○
第11節 雑則								
第243条 私人の公金取扱いの制限	第158条 歳入の徴収又は収納の委託 第158条の2 第165条の3 支出事務の委託	○		○	○			
第243条の2 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責	第173条 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等	○		○	○			
第243条の2の2 職員の賠償責任		○		○				
第243条の3 財政状況の公表等	第173条の2 法人の経営状況等を説明する書類	○		○	○	○		
第243条の4 普通地方公共団体の財政の運営に関する事項等		○		○				
第243条の5 政令への委任	第159条 誤払金等の戻入 第160条 過年度収入 第165条の7 誤納金又は過納金の戻出 第165条の8 過年度支出 第173条の3 普通地方公共団体の規則への委任	○		○				
第10章 公の施設								
第244条 公の施設				○				○
第244条の2 公の施設の設置、管理及び廃止				○	○	○		○
第244条の3 公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用				○	○	○		○
第244条の4 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求				○	○	○		○